平成２４年（フ）第３６８号
埼玉県三郷市鷹野３丁目48番地
債務者　荒井　みつ
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２１８号
埼玉県行田市藤原町２丁目21番地36
債務者　田島　秀幸
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２１９号
埼玉県本庄市栄１丁目４番38号
債務者　石原麻也子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４４号
埼玉県東松山市六反町９―12　サニーベル202、住民票上の住所埼玉県上尾市大字瓦葺2716番地　尾山台団地３―２―202
債務者　星野　美樹（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４６号
埼玉県本庄市児玉町宮内1388番地
債務者　山崎　　茂
1　決定年月日時　平成24年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２５４号
埼玉県深谷市上野台3299番地２
債務者　佐藤　晴子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第８４号
千葉県山武郡大網白里町みずほ台１丁目29番地７　テラスみずほ台101
債務者　今岡　靖博
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第９３号
千葉県東金市家徳444番地193
債務者　鈴木　要二
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１５５号
名古屋市中村区向島町５丁目66番地の１　県営向島住宅２棟707号
債務者　河合　哲夫
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１号
栃木県佐野市植上町1441番地　ハイツファミリアＡ棟101号
債務者　根本　葉子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第８１８１号
東京都八王子市大和田町１丁目５―22―606
債務者　矢崎　夏紀
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２２０号
東京都江東区潮見１丁目24―10―305
債務者　窪　美知枝
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２２９号
東京都台東区千束３丁目26―18―603
債務者　菊地　美幸（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２３６号
神奈川県相模原市南区磯部1377―１
債務者　藤田　勇気
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２３７号
東京都江戸川区西葛西２丁目20―12―406
債務者　井野　雄太
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８２４１号
東京都葛飾区金町３丁目１―４―307　ＴＯＰ金町６
債務者　末吉　康次
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部